

神子川・大膳川水系流域治水プロジェクト  
【参考資料】

# 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例

## 〈河道拡幅・護岸整備〉

京都府 丹後広域振興局 建設部

河積阻害を軽減し、流下能力を向上させるために必要な河道拡幅や護岸整備及び洪水を安全に流下させるために河道の維持掘削を進めている。

### 〈河道拡幅及び護岸整備〉



### 〈維持掘削〉

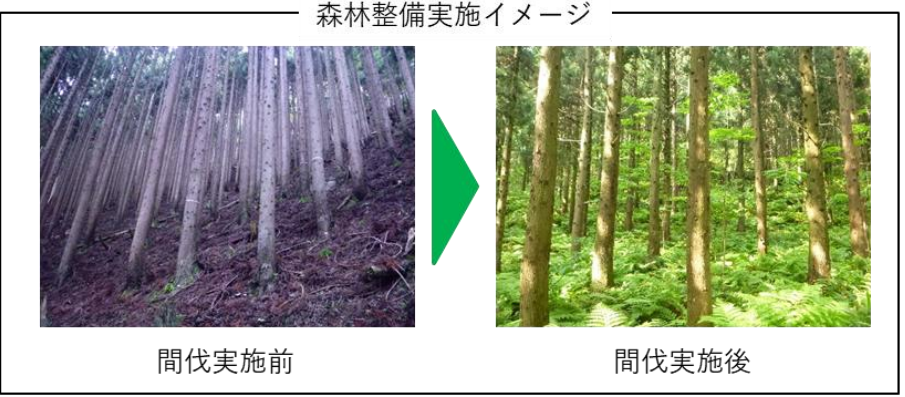
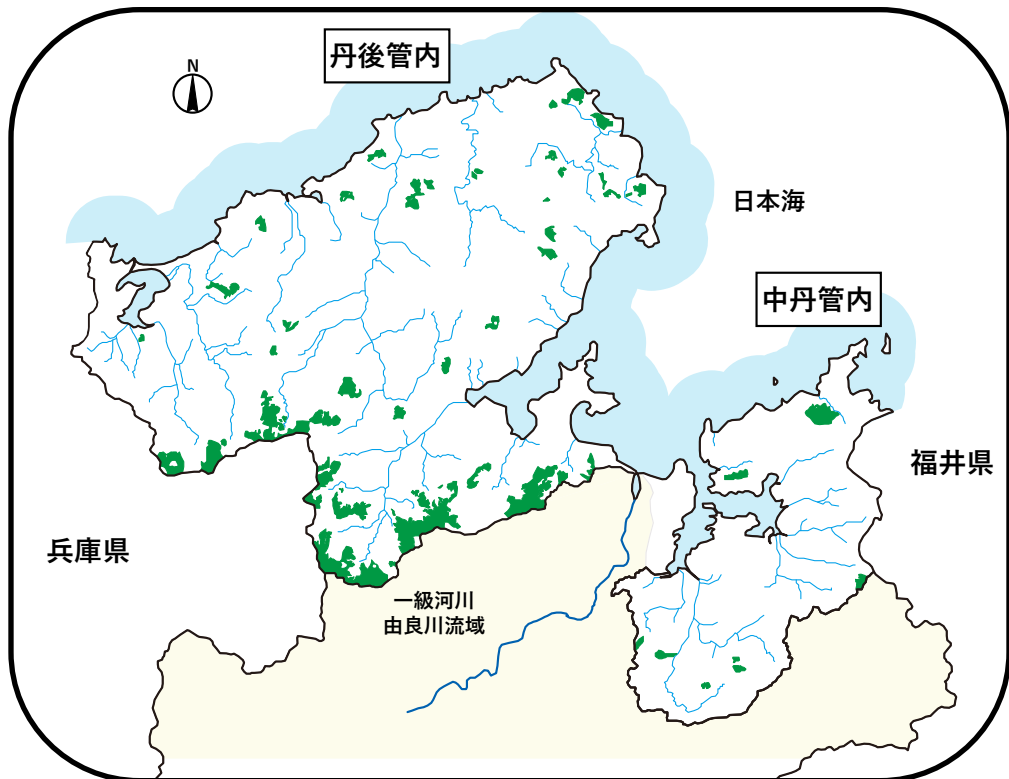


# 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例

## <水源林造成事業による森林の整備・保全>

### 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 近畿北陸整備局

- 水源林造成事業は、奥地水源地域の民有保安林のうち、所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない箇所において、針広混交林等の森林を整備することにより、森林の有する公益的機能の高度発揮を図る事業です。
- 水源林造成事業地において除間伐等の森林整備を計画的に実施することで、樹木の成長や下層植生の繁茂を促し、森林土壌等の保水力の強化や土砂流出量の抑制を図り、流域治水を強化促進します。
- 丹後管内流域における水源林造成事業地は、103箇所（森林面積約4,494ha）であり、流域治水に資する除間伐等の森林整備を計画的に実施していきます。

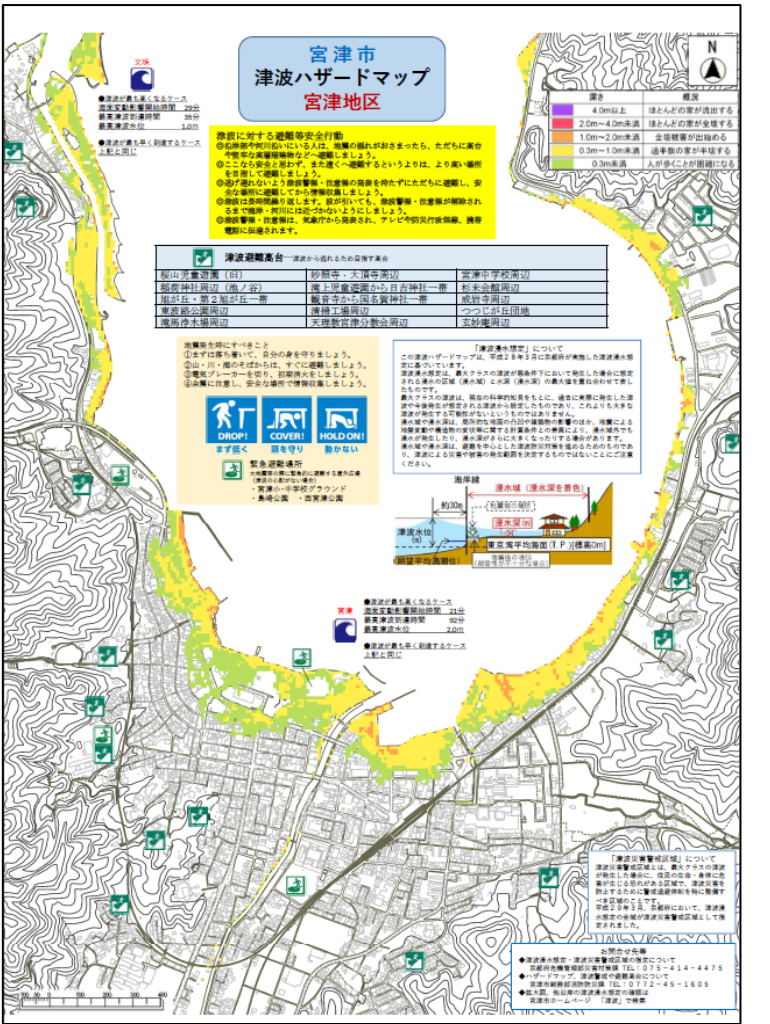
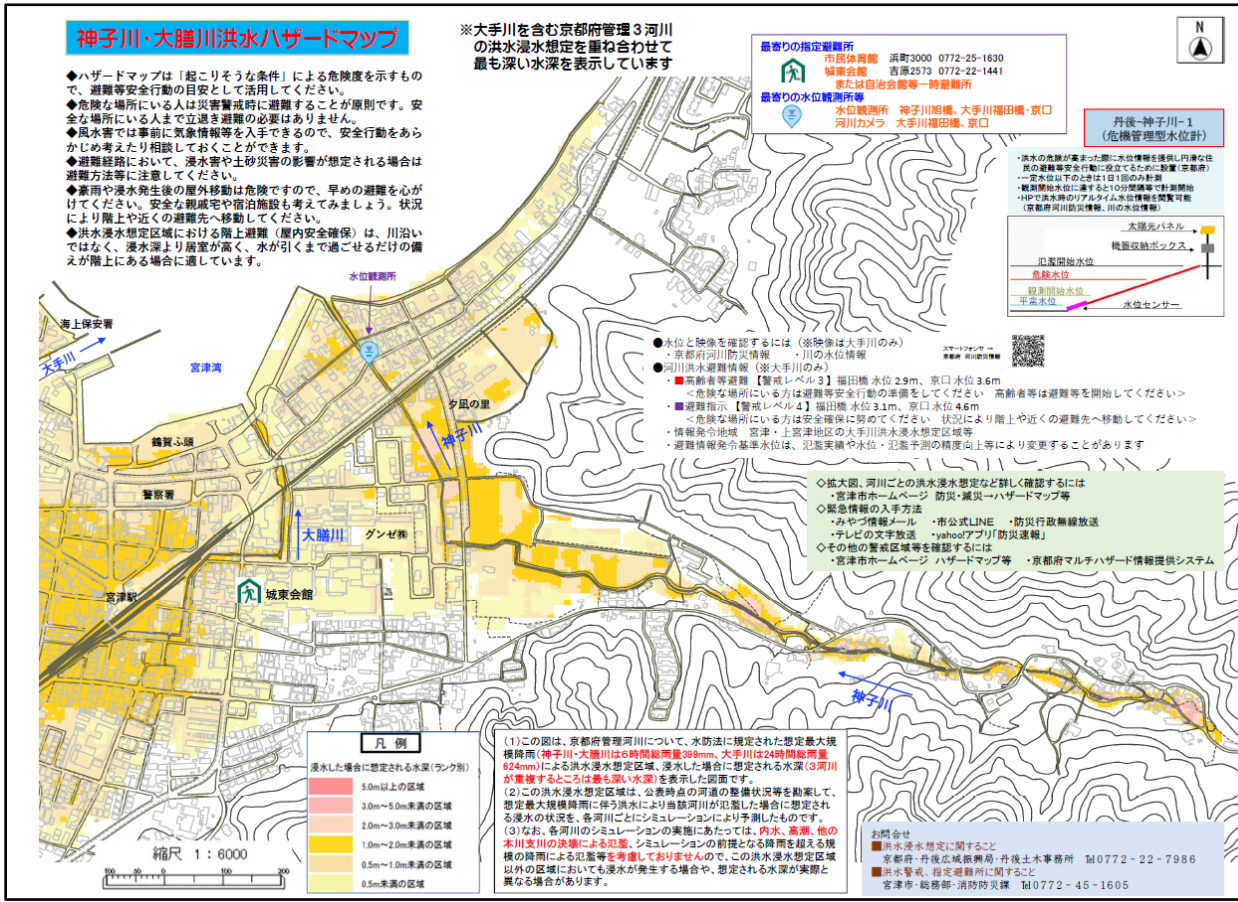


# 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

## <洪水ハザードマップの作成・配布>

宮津市

ゲリラ豪雨や台風等による大規模洪水の発生に備え、市民に早めの避難行動を促すため、洪水ハザードマップを作成し、流域世帯へ配布（R元～R3）。津波（新規）、土砂災害（更新）のハザードマップも配布した（R3）。



※小規模10河川の洪水ハザードマップもR3、R4で配布した。

# 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

## <地区防災計画等の作成を推進>

- 地域住民が、地元の災害リスクについて話し合い、防災意識を高め、早期の避難行動が図れるよう、住民自らが災害避難計画を策定する「地区防災計画」を推進(R元～)。
- 個人の防災行動計画「マイ・タイムライン」(パンフレット)の全世帯配布により、お住い地域の防災リスクを認識して、個人の防災行動計画を作成してもらうことで、「自らの命は自ら守る」という防火意識の向上を図る。(H6.10～)

### 警戒体制+マップの冊子型

この冊子型防災マップには、以下の情報が含まれています。

- 【災害警戒対応】
  - 1. 警戒体制の発令時における避難行動の目安
  - 2. 警戒体制発令時の避難行動の目安
  - 3. 警戒体制発令時の避難行動の目安
- 【土砂災害警戒区域】
  - 平成16年台風23号・平成30年7月豪雨による浸水状況
  - 土砂災害警戒区域
  - 土砂災害警戒区域
- 【大津波】
  - 大津波浸水想定区域(想定最大規模)
  - 津波浸水想定区域
- 【避難場所】
  - 外出の危険度に応じた避難場所
  - 避難場所

### 地区防災マップのポスター型

このポスター型地区防災マップには、以下の情報が含まれています。

- 【土砂災害に特に警戒!!】
  - 土砂災害警戒区域
  - 土砂災害警戒区域
- 【水害に注意!】
  - 浸水想定区域
  - 浸水想定区域
- 【避難行動】
  - 避難場所
  - 避難場所

### マイ・タイムライン

「マイ・タイムライン」は、個人の防災行動計画です。以下の要素が含まれています。

- 【風水害用 マイ・タイムライン】
  - 1. 自宅の危険性
  - 2. 自宅の危険性
  - 3. 自宅の危険性
- 【避難行動判定フロー】
  - 「自らの命は自ら守る」意識を持ち、自宅の災害リスクと、あなたがとるべき行動を確認しておきましょう。
  - 避難行動判定フロー
- 【マイ・タイムラインとは?】
  - 災害に備えて自分や家族がとるべき行動をあらかじめ決めた個人の防災行動計画です。
  - 「いつ」「誰か」「何をやるのか」「避難開始のタイミングをどうするか」などを時間の経過にそって整理し、いざというときにあわてず行動しましょう。
- 【宮津市公式LINE】
  - 宮津市公式LINE
  - みやび情報メール

# 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

## <避難確保計画の作成促進>

宮津市

洪水浸水想定区域内等の要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画作成を促進（R2～）  
 災害警戒時に施設利用者・職員等の速やかな安全確保ができるよう必要な事項を定めるもの

### 警戒区域内にある13の入所型福祉施設はR3にすべて作成

避難確保計画 作成数	～R元	R2	R3	R4	計
	3	13	14	7	37

作成対象施設	区分	洪水	土砂	津波	実計	作成
	福祉	10	15	4	25	
学校	5	5	2	11	11	
医療	1		1	1	1	
計	16	20	7	37	37	

対象施設すべて作成

※土砂+洪水など警戒区域が重複する施設あり

### 要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

#### 避難確保計画の作成・避難訓練の実施について

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。  
※土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

**ポイント!** 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となっています。 ※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域】 浸水想定区域、危険、要配慮者利用施設

【土砂災害警戒区域】 土砂災害警戒区域、要配慮者利用施設

※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、避難指示が指定されます。

**要配慮者利用施設** とは…  
 社会福祉施設、学校、医療施設  
 その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

**例えば**

- 【社会福祉施設】
  - 老人福祉施設
  - 福祉サービスセンター
  - 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
  - 障害者自立支援施設
  - 障害者就業・生活支援センター
  - 障害者相談センター
  - 障害福祉サービス事業の用に供する施設
  - 児童福祉施設
- 【医療施設】
  - 児童福祉施設
  - 障害者自立支援施設
  - 障害者就業・生活支援センター
  - 障害者相談センター
  - 障害福祉サービス事業の用に供する施設
  - 児童福祉施設
  - 母子健康相談センター等
  - 保健施設
- 【学校】
  - 幼稚園
  - 小学校
  - 中学校
  - 高等教育学校
  - 特別支援学校
  - 高等専門学校
  - 専修学校（高等課程を置くもの）等
  - 短大等
- 【医療施設】
  - 病院
  - 診療所
  - 保健所

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載していますので、計画作成の参考とさせていただきます。

#### 1 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画**です。
  - >防災体制 >避難誘導 >施設の整備 >防災教育及び訓練の実施
  - >自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
  - >そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

# 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

## <水位計・河川監視カメラ等の設置・情報提供>

京都府 建設交通部

府管理河川において、洪水時の観測に特化した危機管理型水位計を126箇所に設置し、また、機能を限定した低コストな簡易型河川監視カメラを58箇所に設置し、府のホームページで住民への情報提供を行っています。

**簡易型河川監視カメラ**

**危機管理型水位計**

与謝野町

丹後一香河川

2021/10/29 00:10 堤防天端からの高さ-2.52m

2021/10/23 00:10 堤防天端からの高さ-2.51

氾濫開始水位

危険水位

現在までの水位 観測開始水位超過

2019/01/25 00:00 堤防天端からの高さ-7.21m

危機管理型水位計

- 氾濫開始水位超過
- 危険水位超過
- 観測開始水位超過
- 平常水位
- 欠測

危機管理型水位計

通常水位計

河川カメラ

# 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

## <排水ポンプ車>

京都府 建設交通部

- 河川の氾濫や内水などによる浸水被害発生時、現地において迅速かつ的確に排水作業を行い、浸水被害の軽減や地域における早期の復旧活動を支援
- 常設の排水施設がない河川等で機動的に湛水を排除

※排水ポンプ車4台(1台あたり排水能力30m<sup>3</sup>/min) で、府内一円に出動  
※国、市所有の排水ポンプ車と連携

### 【対策内容】

- ・排水ポンプ車導入の検討
- ・出動要請の連絡体制の整備
- ・排水計画の策定、計画に基づく排水訓練の実施



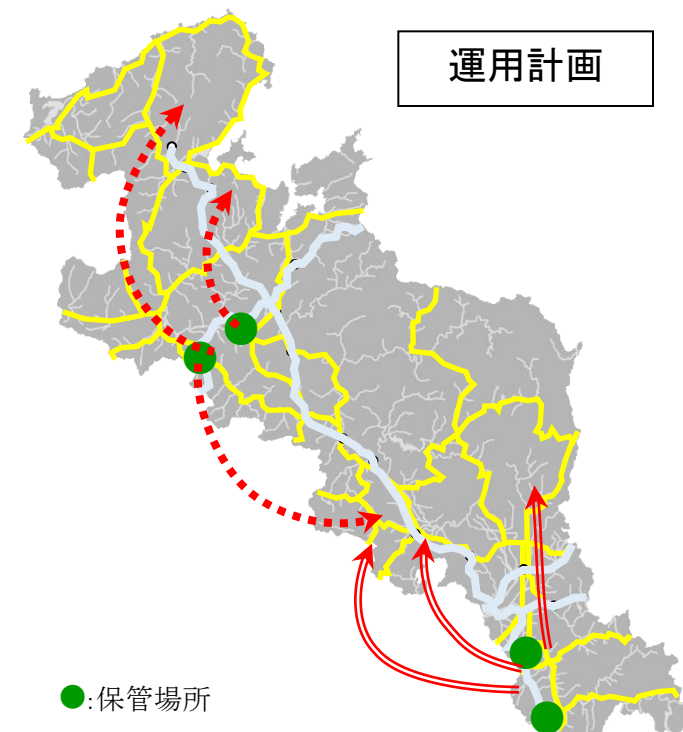
H30年9月 土木事務所に排水ポンプ車を導入



R3年6月 綾部市と合同訓練を実施



近畿地方整備局の排水ポンプ車稼働状況  
(H30年7月豪雨・福知山市荒河排水機場)



# 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

## <流域治水に係るリーフレットの作成>

京都府

- ◆立命館大学と連携し、一般の方向けの流域治水に関するリーフレットを作成。
- ◆配布についてHPで周知するとともに、府主催のイベントなどで配布し、流域治水の自分事化を促すツールとして活用。

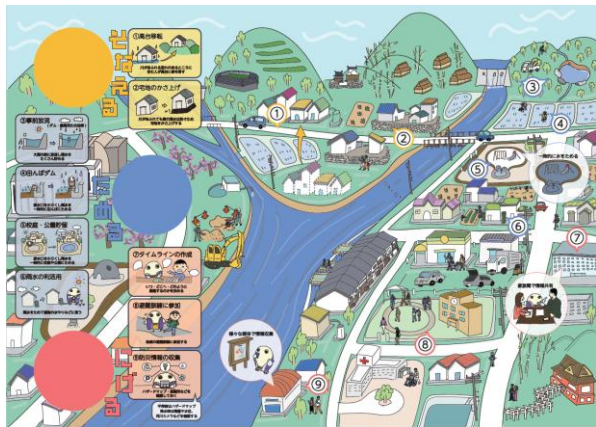


図-1 リーフレット(上:外側、下:内側)

- 立命館大学 建築光環境デザイン・設備技術研究室と連携。
- 関係者へのアンケート調査により、効果的で親近感があり、かつ受け入れやすいリーフレットの形状や表現を検討し、その結果をもとに流域治水の啓発資料を作成。

### 【特徴】

- ・アンケート結果を踏まえ、以下のとおり設定  
形状：四角    ベースの色：緑    フォント：新丸ゴシック、Bold
- ・誘目性を高めるために巻三折した際に中のデザインが見える窓を設けた。
- ・実在する施設、観光地をイラストに盛り込み京都らしさを表現。

## 災害からの安全な京都づくり条例の体系図

●3年連続(H24~H26)の豪雨災害  
●南海トラフ地震等の備えが必要

これまでの制度や施策を超えた対策が必要

方向性

ハード・ソフト両面から府民の総力を挙げた取組

- ・ハード・ソフト両面から徹底した基盤整備を実施
- ・府及び府民等が協働して防災対策を推進

補完・具体化

- 災害に備える事前対策を規定
- 各防災対策ごとに、府の施策及び府民等の取組を明確化して規定

法的根拠

### 京都府地域防災計画

府その他防災関係機関が行う具体的施策を規定



災害対策基本法

災害からの安全な京都づくり条例

